

【 総論 】



第1章 計画の目指す方向（総論）

1 策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

山武市は、平成31年3月に「第3次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以降、「第3次計画」という。）」を策定し、本市が目指す基本理念である「一人ひとりが地域の力」の実現に向け、地域住民・行政・社会福祉協議会・団体などの多様な主体が協力し合い、ともに手を携えながら、福祉のまちづくりを推進してきました。

近年、少子高齢化の急速な進行や核家族化、個人の暮らし方や価値観の多様化、安心・安全に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

一人暮らし高齢者や単身世帯の増加に伴い家庭の機能は低下し、地域コミュニティ活動の担い手不足等の課題が顕在化しています。

このように、日常の様々な場面での「つながり」が弱まってきたことにより、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱える家庭が、周囲の協力が得ることができない状況にあります。

「地域共生社会」*を実現し、これらの課題を解決するためには、福祉分野の共通事項を記載した「地域福祉計画」と、民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」が必要であると考えます。

このような背景を踏まえ、令和5年3月をもって第3次計画の計画期間が終了することから、国・県の指針や近年行われた制度改革などを踏まえ、「第4次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以降、「第4次計画」という。）」を策定します。

※地域共生社会とは？

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

（2）地域福祉について

地域福祉とは、自分たちが住んでいる「地域」を中心として、誰もが尊厳をもって自分らしく生活するために、住民、地域、行政、関係機関等が協力し、支え合いながら「暮らしやすい地域づくり」に取り組んでいくことです。

地域福祉の考え方には、個人や家族の力で日常生活上の課題を解決していく「自助」、住民同士が協力し合い、地域ぐるみでお互いに支え合い解決する「共助」、行政や関係機関などが連携して解決にあたる「公助」があります。それぞれの課題に応じて、自助、共助、公助をうまく連携させながら、課題を解決していくことが重要です。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための基本理念・基本方針を示し、具体的な取り組みに向けた施策の方向性を定める基本計画です。保健福祉分野の上位計画として位置付けられており、市の最上位計画である第3次山武市総合計画の福祉分野、市民協働分野との整合性を図ります。保健福祉に係る各個別計画を包含するとともに、横断的なつながりを持たせ、市民生活全般にわたる福祉の向上を図り、市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした市全体の取り組みを明らかにします。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を行う者等が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

両計画を一体的に策定することで、地域福祉に係る目標や方向性を共有できるとともに、地域福祉の推進にかかわる者の役割分担が明確化され、相互に対等な協働関係の構築が可能となり、施策や活動の実効性が高まります。

【(3)の参考】

▶社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

▶社会福祉法第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

▶「地域福祉活動計画活動策定指針」（全国社会福祉協議会地域福祉部 平成15年11月発行）

地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。その内容は、「住民の福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的に、かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

（４）地域福祉に関する法律・制度や国の動向

①「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置（平成28年7月設置）

従来の制度や分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として考え、人と人、人と社会が世代やおかれた立場・状況を超えて「丸ごと」つながることが、求められる「地域共生社会」の考え方です。

②改正社会福祉法の施行（令和3年4月施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携法人制度の創設等が盛り込まれました。

③生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。

④成年後見制度の利用促進（平成28年5月施行）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援できるようになりました。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める必要があります。

⑤SDG s (Sustainable Development Goals)

SDG sとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す世界共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」を理念として掲げています。

「誰一人取り残さない」というSDG sの理念は、誰もが地域で役割を持ち、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながるため、SDG sの理念や目標を意識し、本計画に掲げる取り組みを推進していきます。

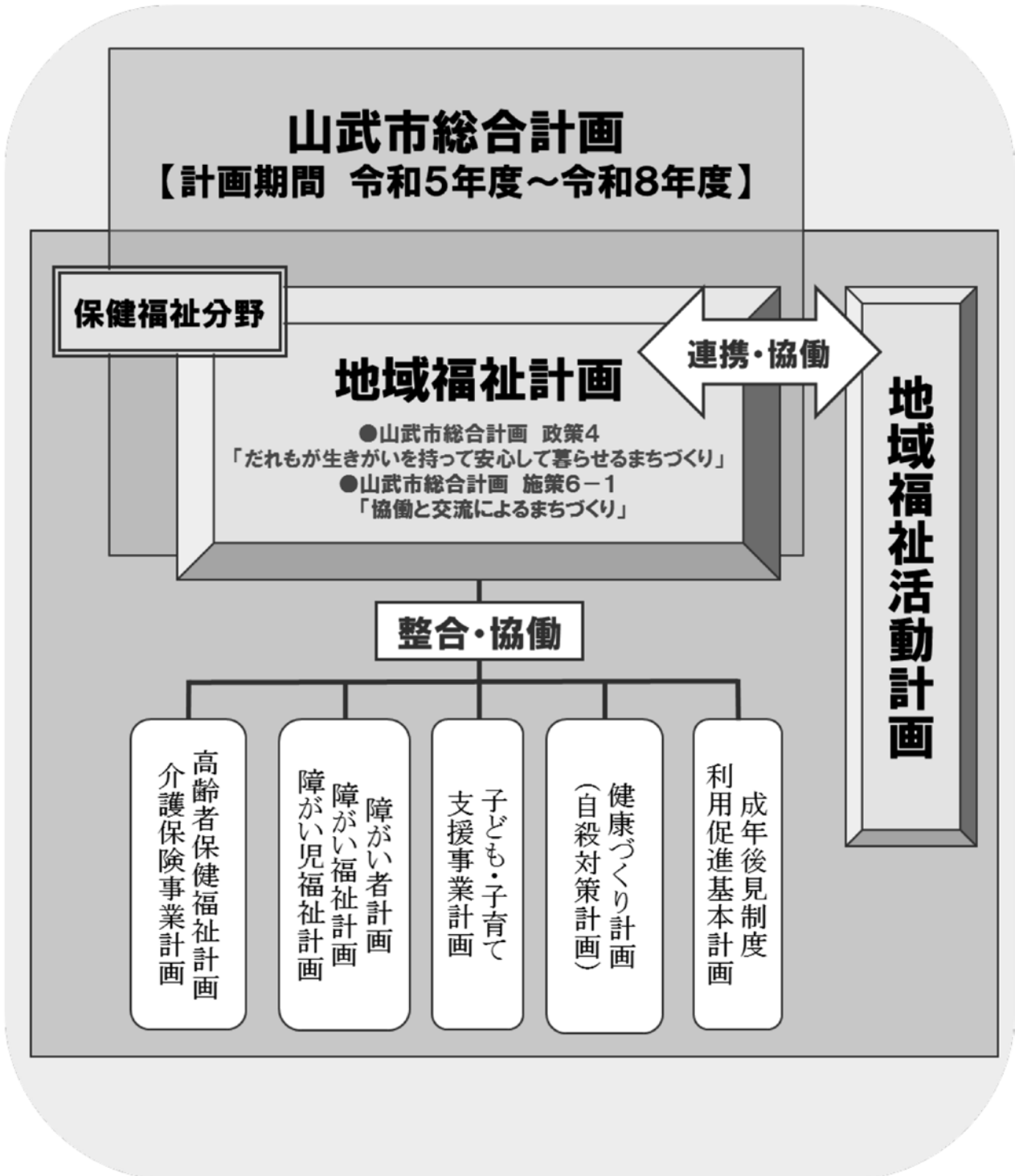
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



(5) 計画の位置づけと性格

本計画は、保健福祉分野の総合的かつ統括的な計画で、保健福祉に係る各個別計画の上位計画に位置付けられます。計画の実行性を高めるため、市の最上位計画である第3次山武市総合計画の保健福祉分野と市民協働分野を地域福祉計画との整合性を図るとともに、地域福祉に係る国や県の方針等を踏まえ、個別施策を実現するために策定する計画です。



(6) 計画の期間

第4次計画の期間は、第3次山武市総合計画の計画期間（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）の4年間と同様とします。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第4次山武市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	→			
第3次山武市総合計画	→			
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	→	→		
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	→	→		
子ども・子育て支援事業計画	→		→	
健康づくり計画 （自殺対策計画）	→			
成年後見制度 利用促進基本計画	→			



2 市の現状と課題

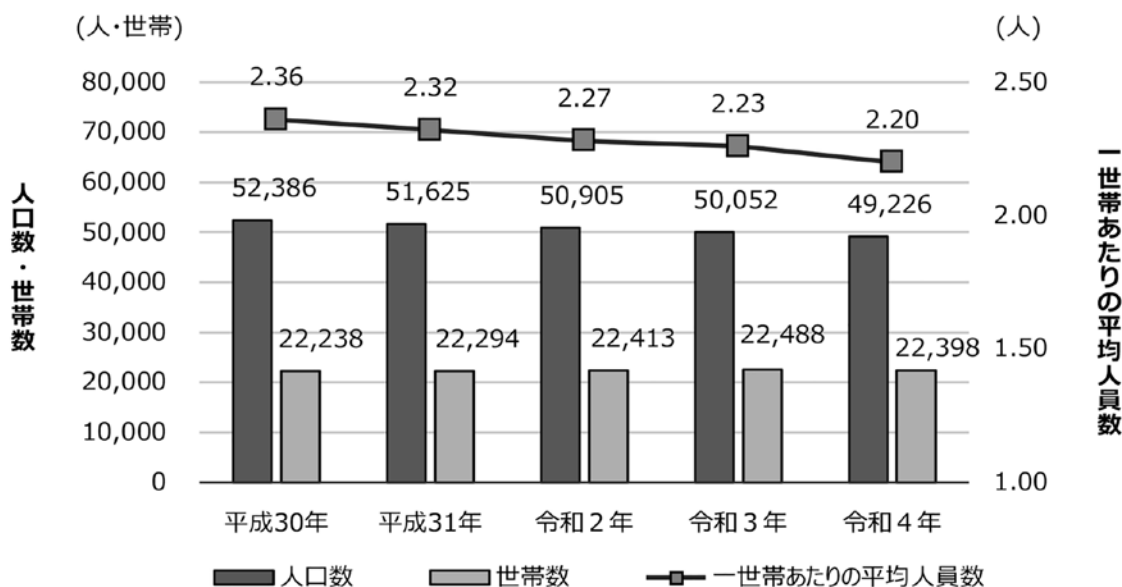
(1) 市の現状

①山武市の人口と世帯数、人口構造の推移

【人口構造の推移】

令和4年の人口は5年前と比べて3千人以上減少し、49,226人となっています。

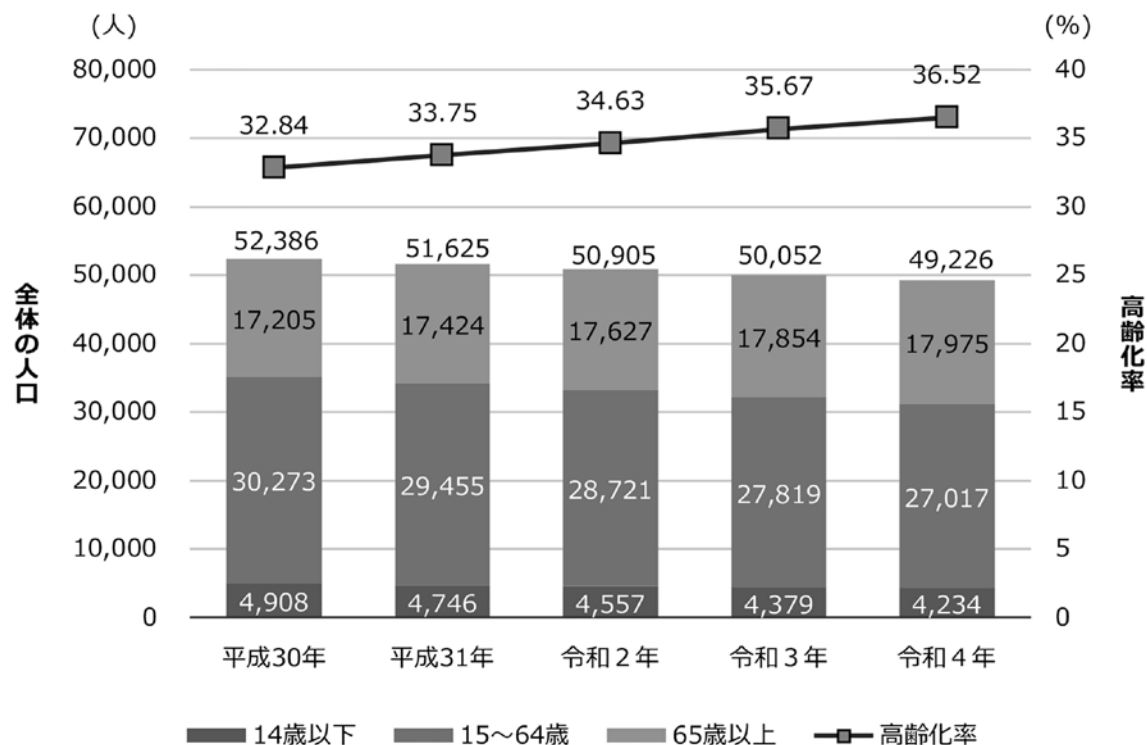
一方、世帯数は、核家族化や単身世帯の増加の影響により、わずかながらも増加の傾向にあります。その影響で、一世帯当たりの平均人員は減少の傾向にあります。



(資料：山武市住民基本台帳より 各年4月1日現在)

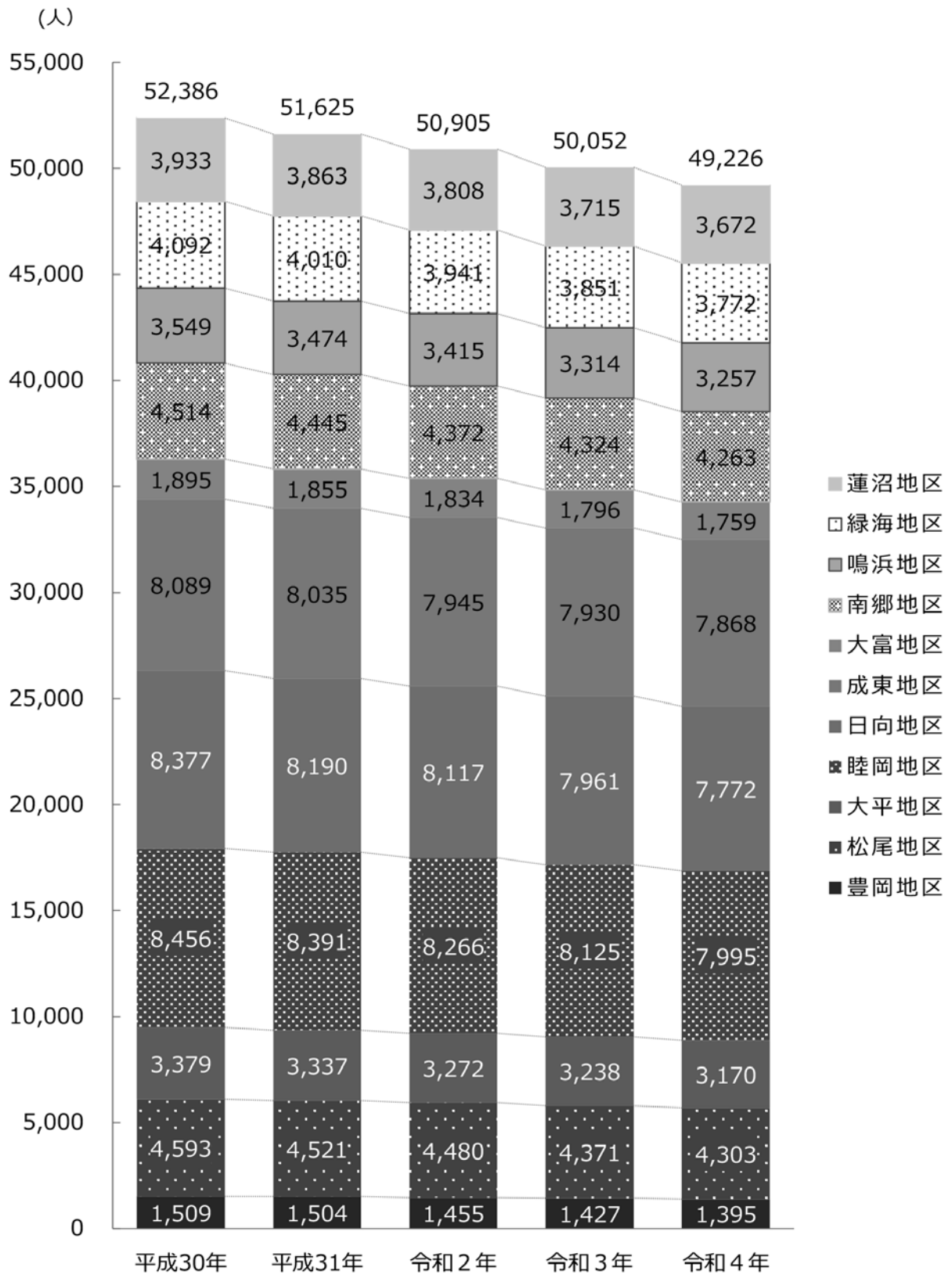
【人口構成の推移】

少子高齢化の影響で、65歳以上の人口は増加を続け、64歳以下の人口は減少しています。



(資料：千葉県 年齢別・町丁字別人口より 各年4月1日現在)

【地区別人口の推移】

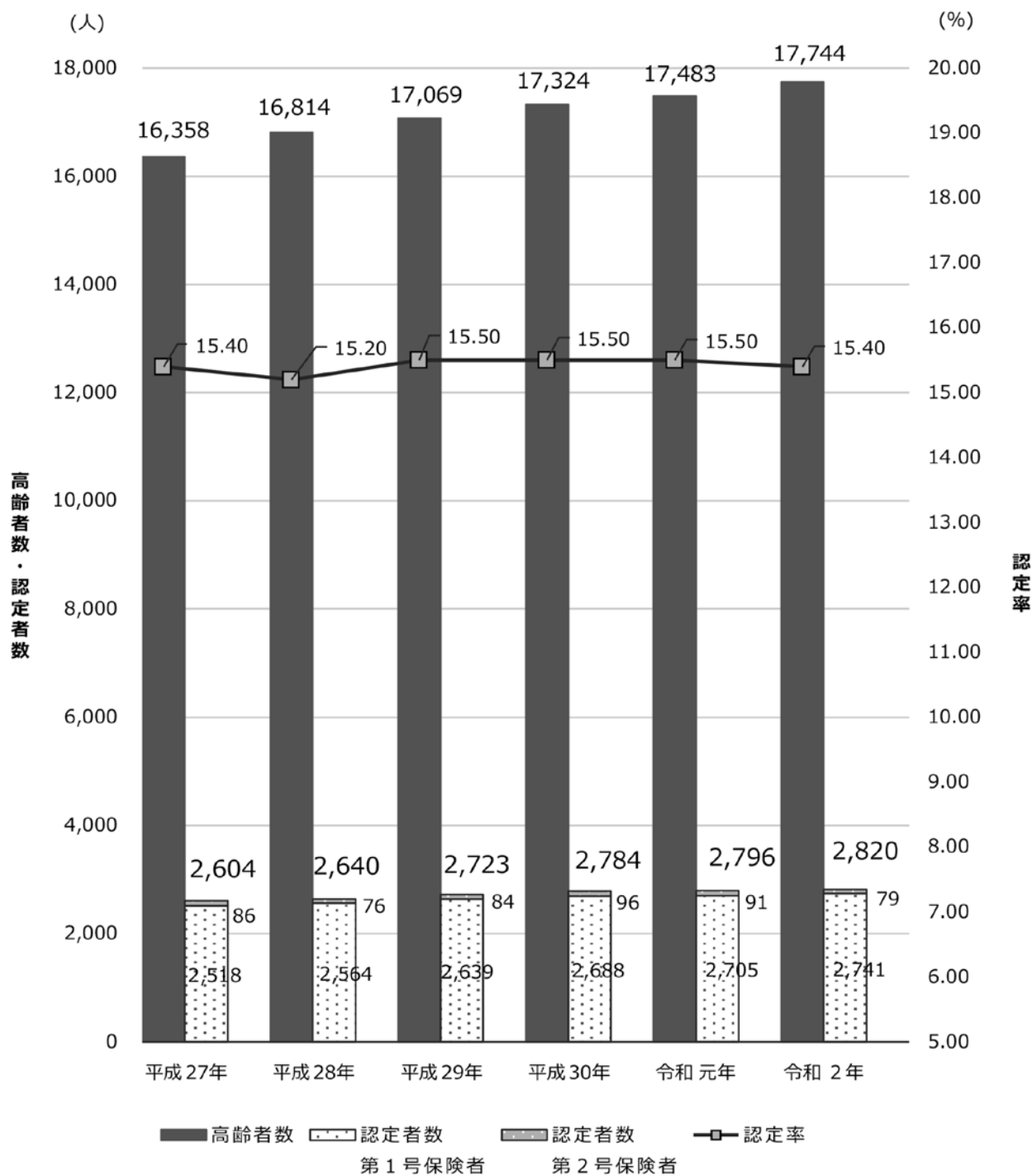


(資料：山武市住民基本台帳より 各年4月1日現在)

②高齢者の状況

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移】

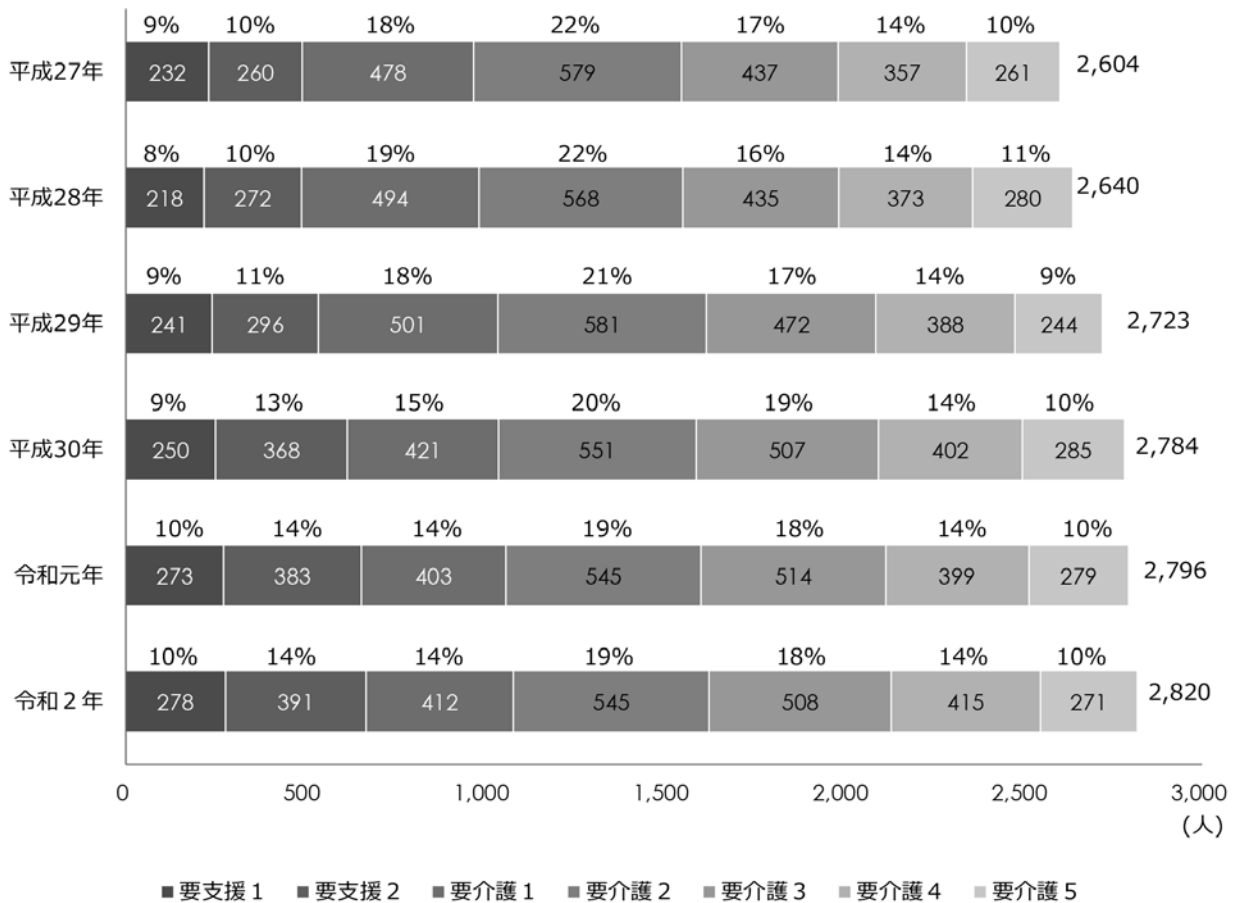
要支援・要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴い増加しています。認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。



(資料：山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画より 各年9月末現在)

【要支援・要介護度別認定者数の推移】

全体の割合では、要介護1から要介護3の認定者数が増加しています。平成29年以降、要支援認定者の割合は緩やかに上昇しています。



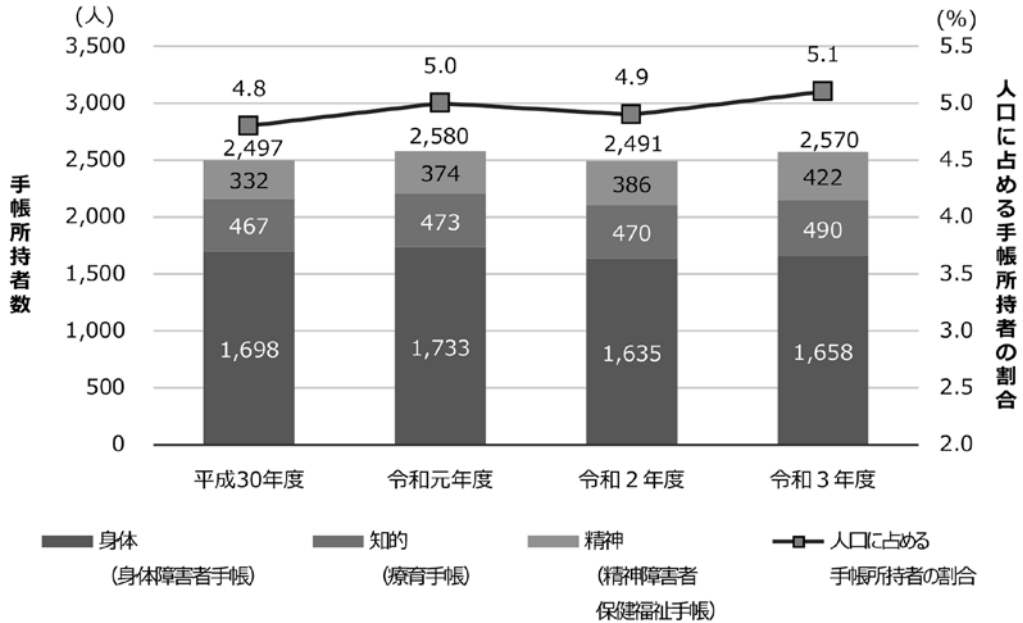
※集計は、小数点以下第1位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100%にならない場合があります。

(資料：山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画より 各年9月末現在)

③障がい者の状況

【障がい者手帳所持者数】

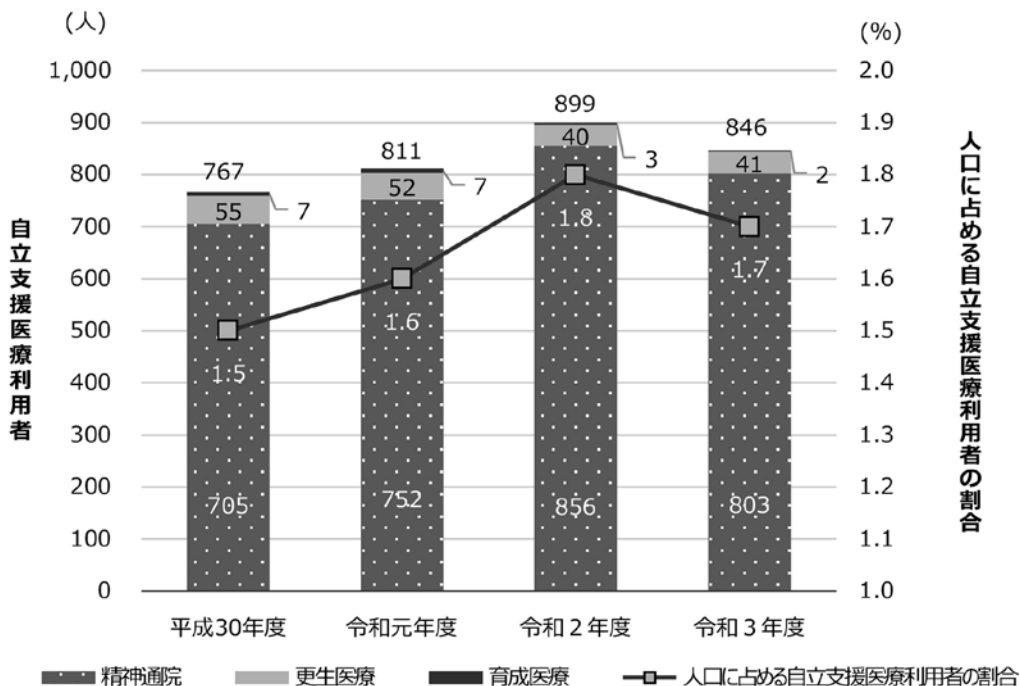
知的障がい（療育手帳）と精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）が増加しているのに対し、身体障がい（身体障害者手帳）は緩やかな減少傾向となっています。人口に占める手帳所持者の割合はほぼ横ばいで推移しています。



(資料：山武市社会福祉課より 各年度末現在)

【自立支援医療利用者数】

人口に対する自立支援医療利用者数は、平成30年から比べて0.2ポイント増加しています。精神通院利用者が大半を占めています。

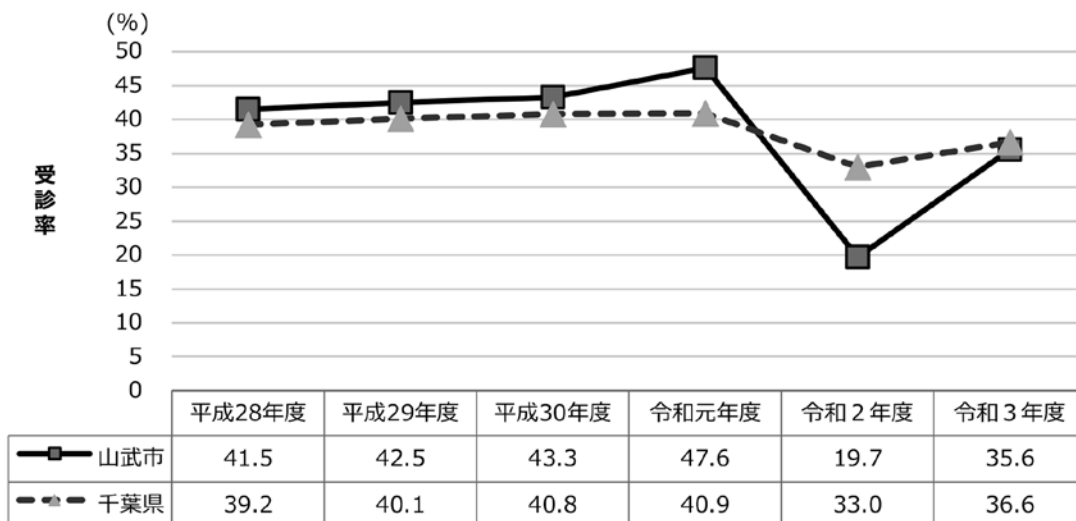


(資料：山武市社会福祉課より 各年度末現在)

④健康・医療の状況

【特定健診受診率】

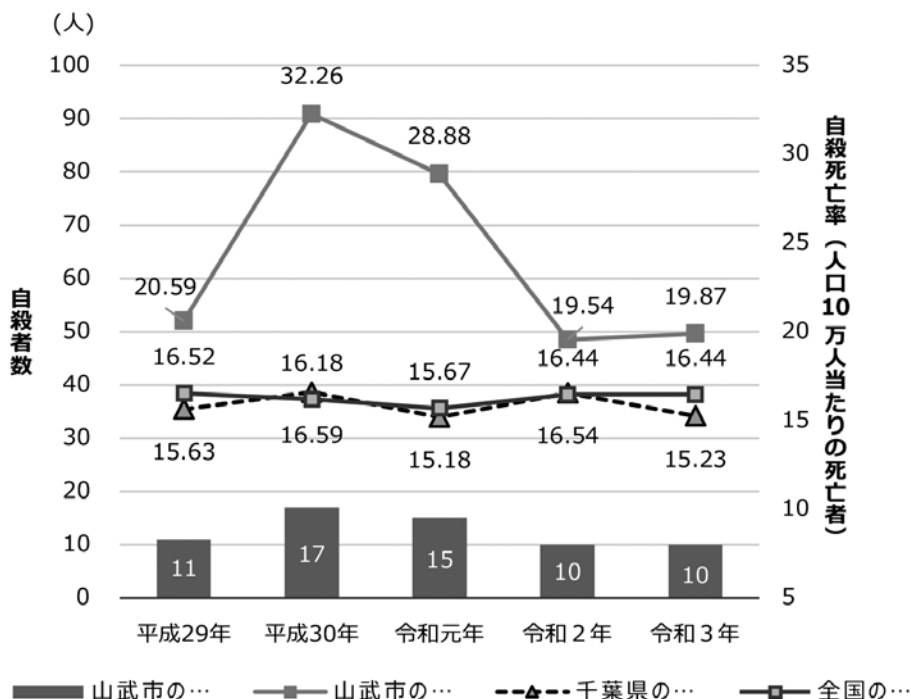
特定健診の受診率は、年々上昇していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度において大幅に減少しました。



(資料：「千葉県特定健診・特定保健指導に係るデータ収集、評価・分析事業について」より)

【自殺者数をめぐる状況】

山武市の自殺者数は全国や県と比較して高い水準で推移しています。

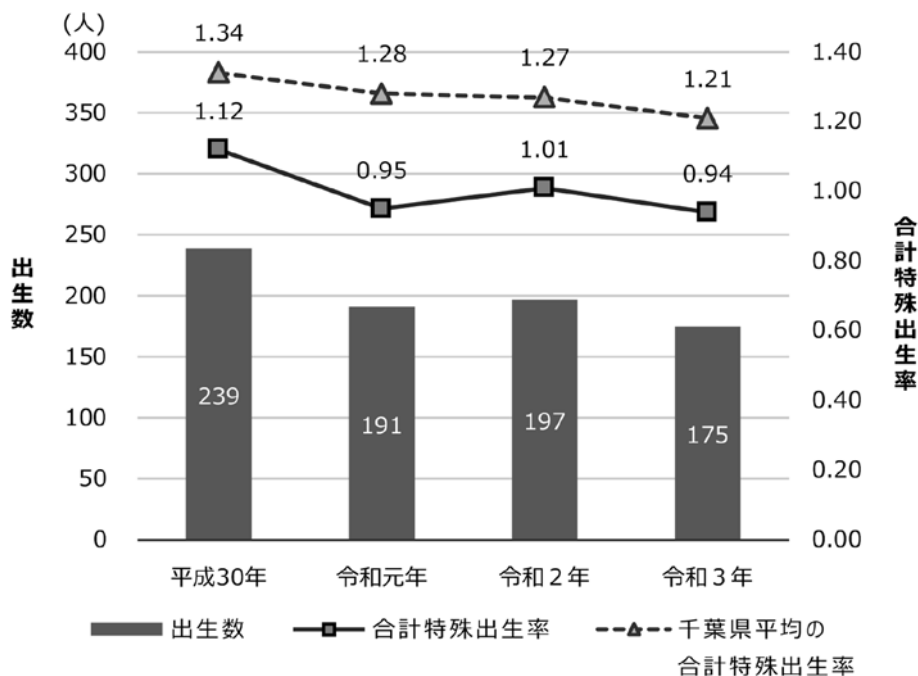


(資料：山武市健康支援課より)

⑤子どもの状況

【出生者数】

出生者数は年々減少しています。合計特殊出生率（15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は、千葉県平均の合計特殊出生率と比べて、低く推移しています。

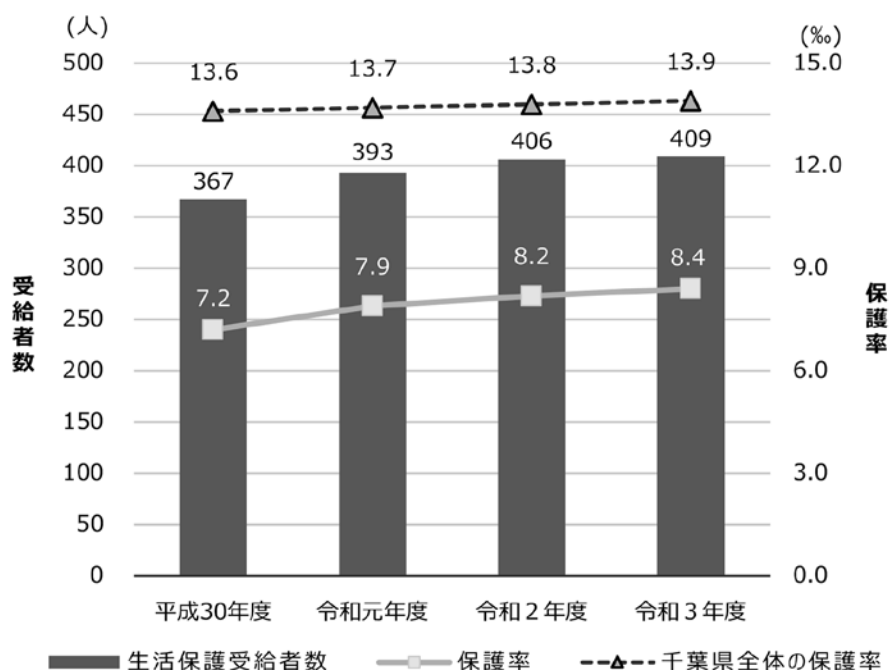


(資料：千葉県衛生統計年報より)

⑥生活困窮者の状況

【生活保護受給者数】

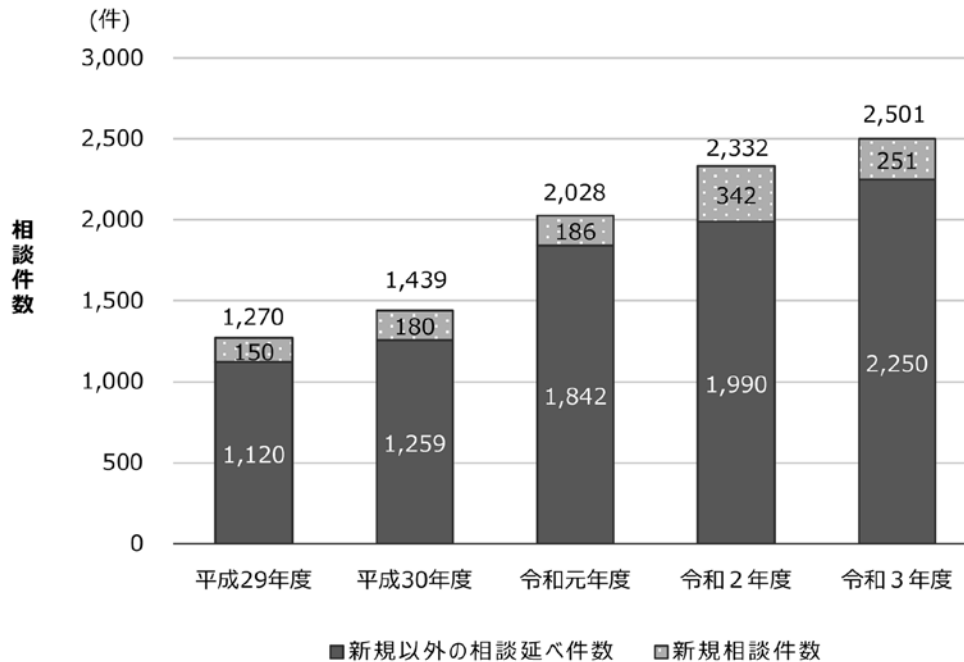
生活保護受給者数は年々増加していますが、千葉県全体の保護率と比較すると低く推移しています。



(資料：千葉県統計年鑑より)

【生活・就労相談室相談件数】

生活に困窮する方等に対する総合的な相談窓口として、生活・就労相談室を設けています。相談件数は年々増加しており、特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が増加しています。



(資料：山武市社会福祉課より)

生活・就労相談室とは？

山武市では、平成27年4月1日から、さまざまな理由により生活に困りごとを抱えている市民に寄り添い、経済的・社会的自立に向けて支援をするための相談窓口として「生活・就労相談室」を開設しました。

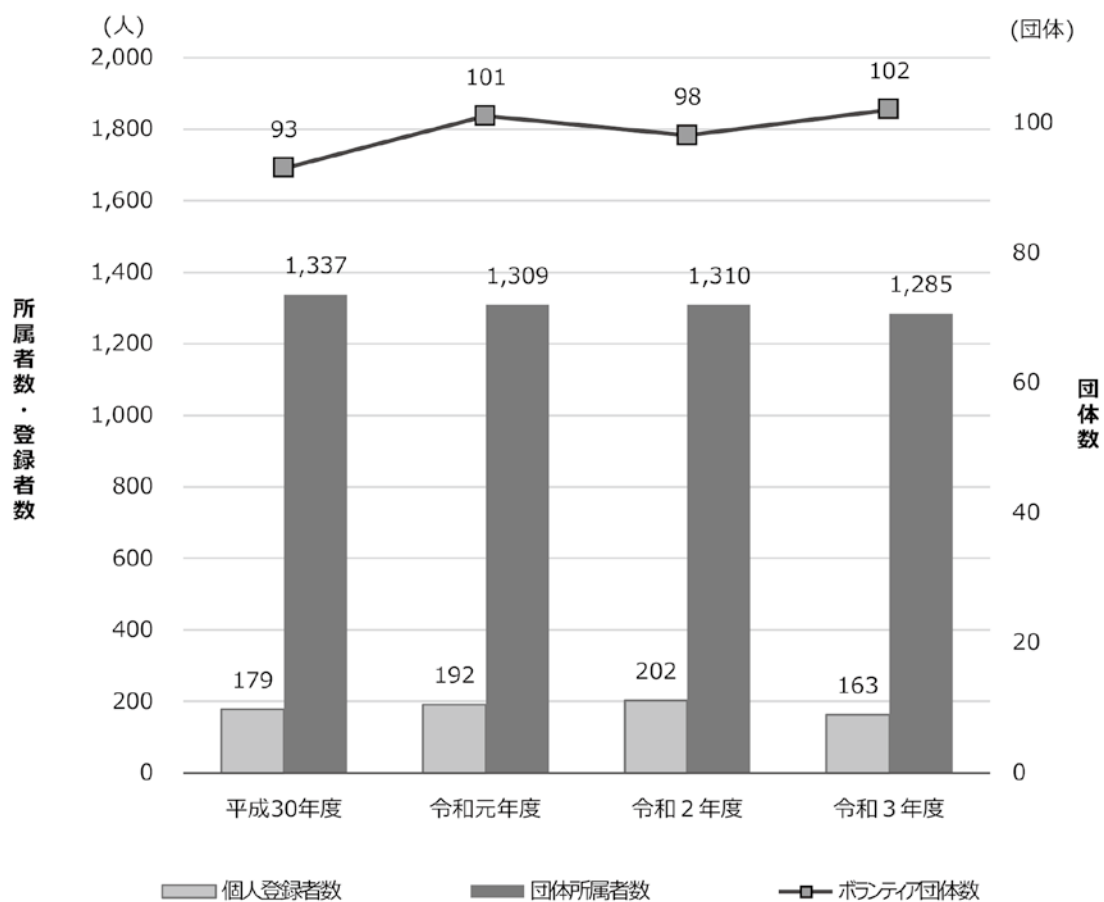
「生活・就労相談室」では、常駐する相談支援員が、お一人おひとりに寄り添いながら、相談内容に応じて利用できる制度や専門機関の紹介を行います。

また、必要な方には、就労その他の相談や支援のためのプランを作成し、プランに沿った支援を行っています。

⑦地域福祉の担い手の状況

【ボランティア活動の状況】

ボランティア団体の登録数及び登録者数等は、ほぼ横ばいで推移しています。



(資料：山武市社会福祉協議会より)



⑧ヤングケアラーについて

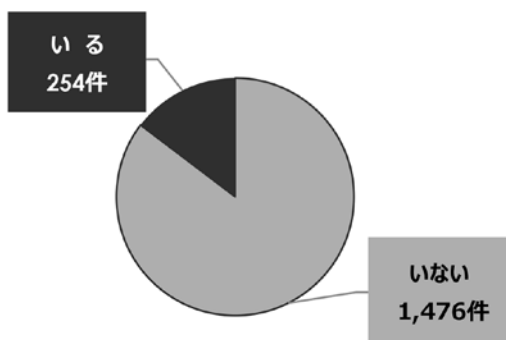
令和4年度、小中学校16校の小学4年生から中学3年生を対象にアンケート調査を行い、1,730件の回答がありました。そのうち、家族の中でお世話をしている人がいるかとの問いでは、「いる」と回答した割合が14.7%（254件）でした。

その中で、お世話をするに大変さを感じているかの問いでは、「体力面で大変」39件（15.4%）、「気持ちの面で大変」33件（13%）、「時間の余裕がない」34件（13.4%）となっており、悩みを抱える子どもがいることがわかります。

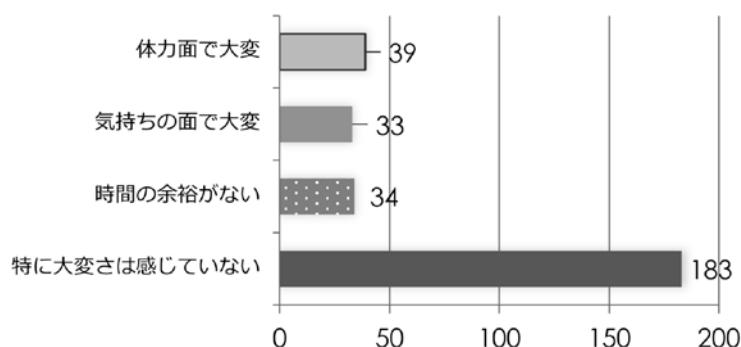
また、学校や周りの大人にしてもらいたいこととして、「特にない」「わからない」が多くを占めていますが、「勉強を教えてほしい」32件（12.6%）、「自由に使える時間がほしい」29件（11.4%）、「自分のことについて話をきいてほしい」20件（7.9%）と回答している子どもも見られました。

今回のアンケート調査から、ヤングケアラーではないかと考えられる児童生徒が一定数いることが伺えます。

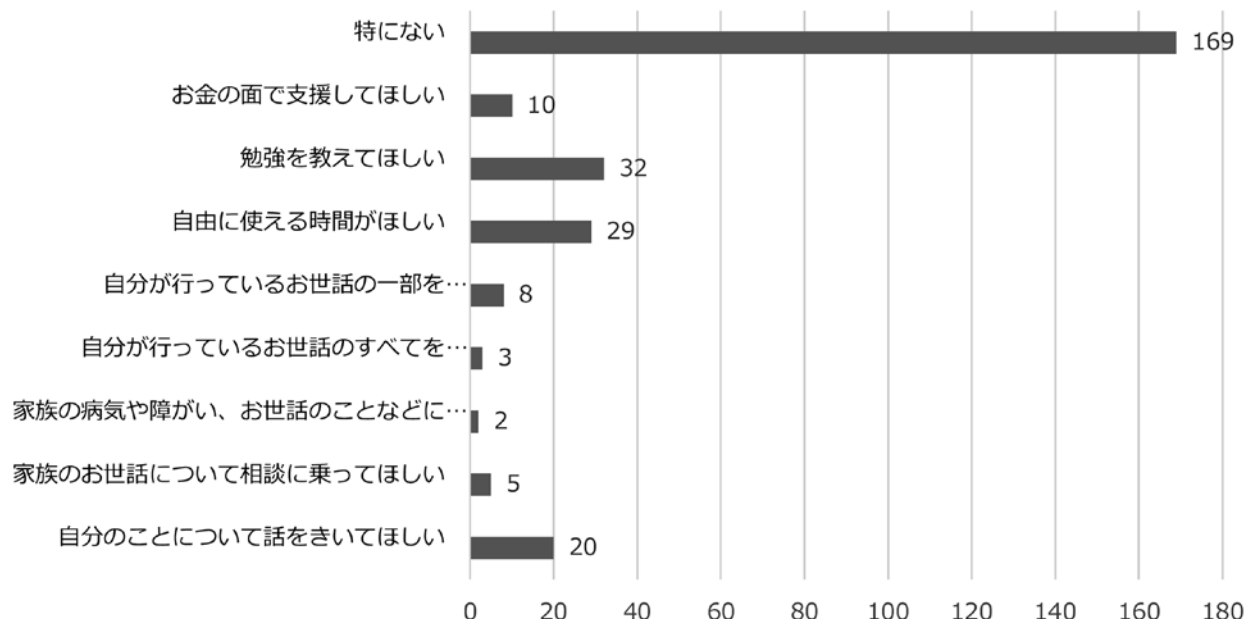
家族の中でお世話をしている人がいるか



お世話をするに大変さを感じているか【複数回答有】



学校や周りの大人にしてもらいたいこと



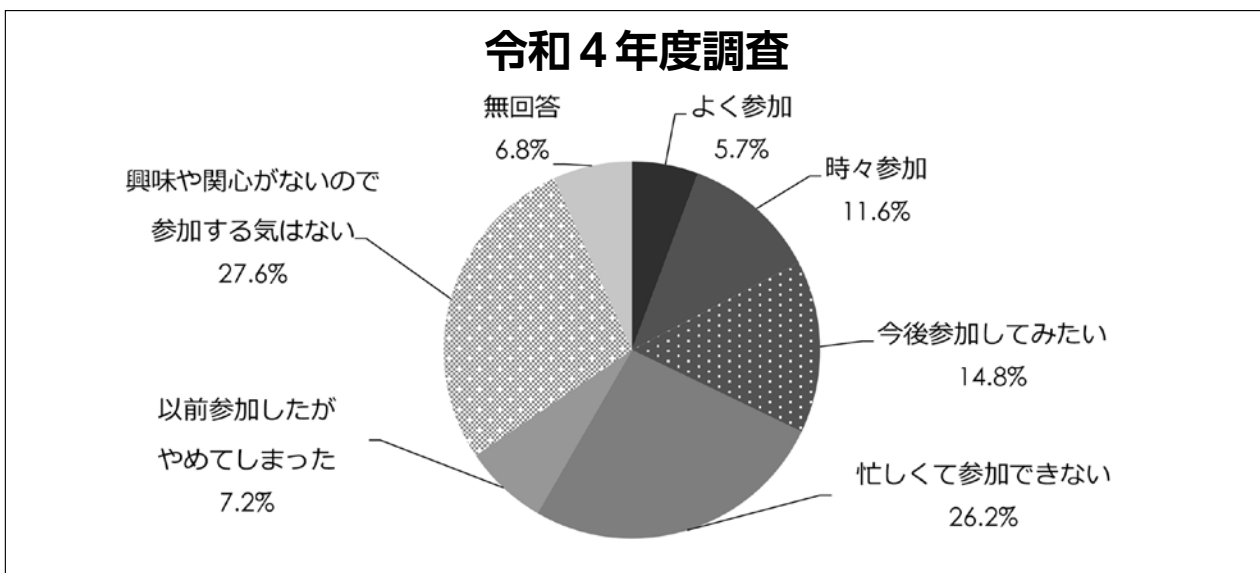
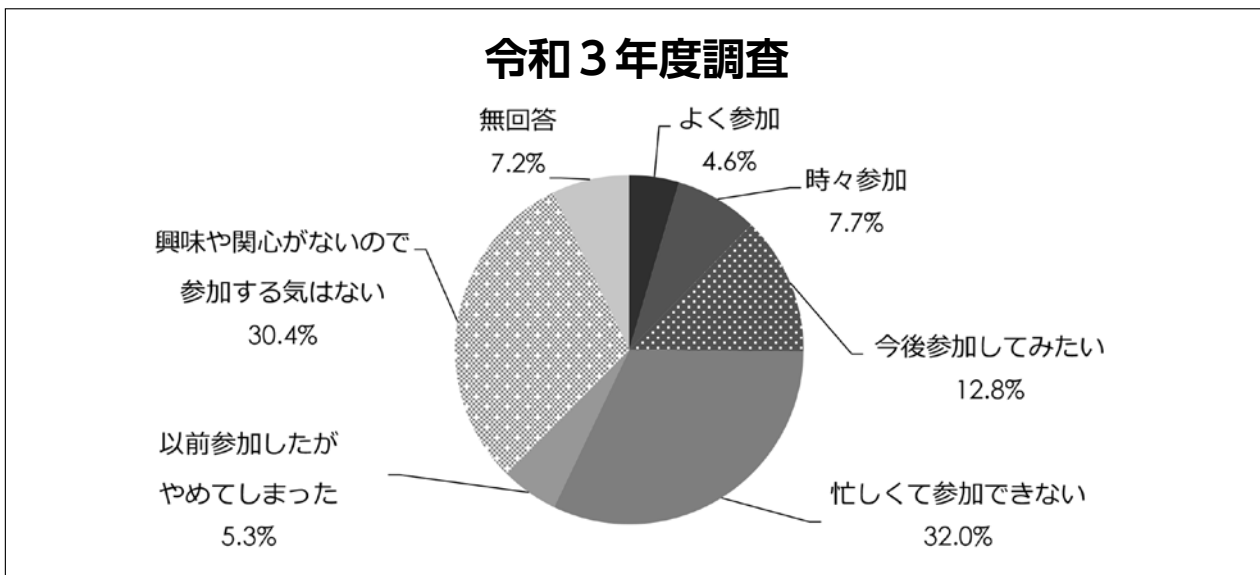
(2) 市民アンケート調査結果からみる現状と課題

(参照：山武市まちづくりアンケート（令和3年度、4年度調査）)

地域での活動について

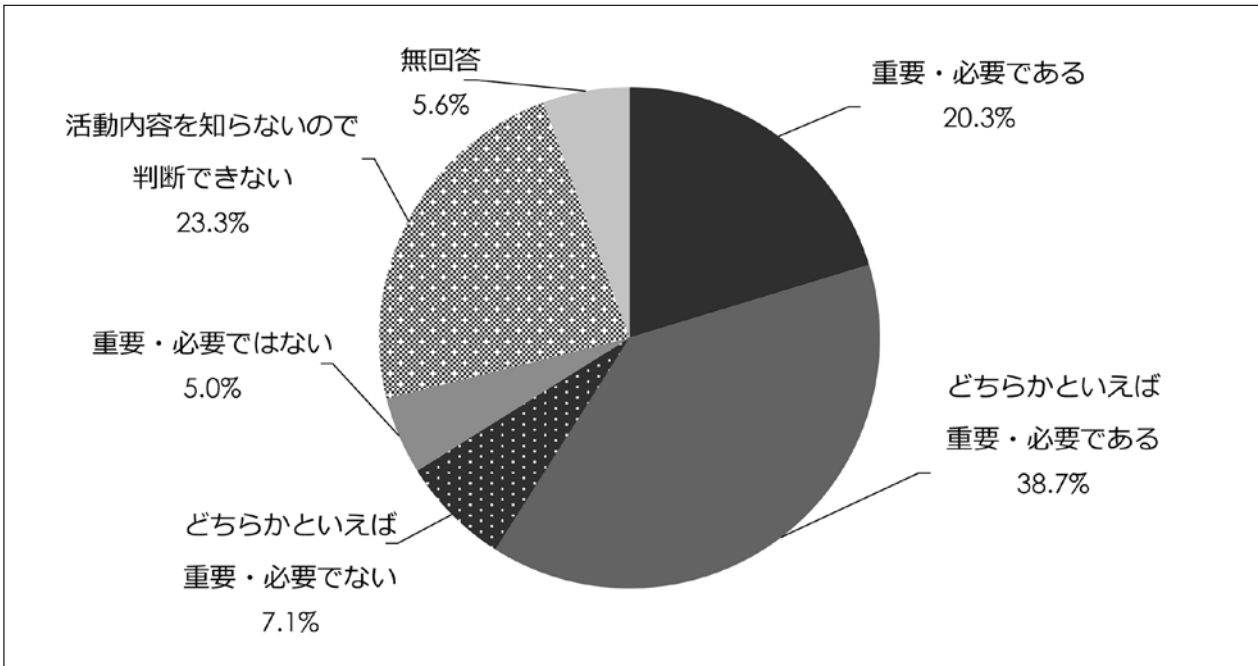
【地域福祉活動に参加している市民の割合】

令和3年度の調査では、「よく参加」「時々参加」と回答している人は12.3%にとどまっていますが、令和4年度の調査では、17.3%の方が「よく参加」「時々参加」と回答しており、増加しています。「今後参加してみたい」と回答した方も令和4年度では14.8%となっており、前年よりも増加しました。



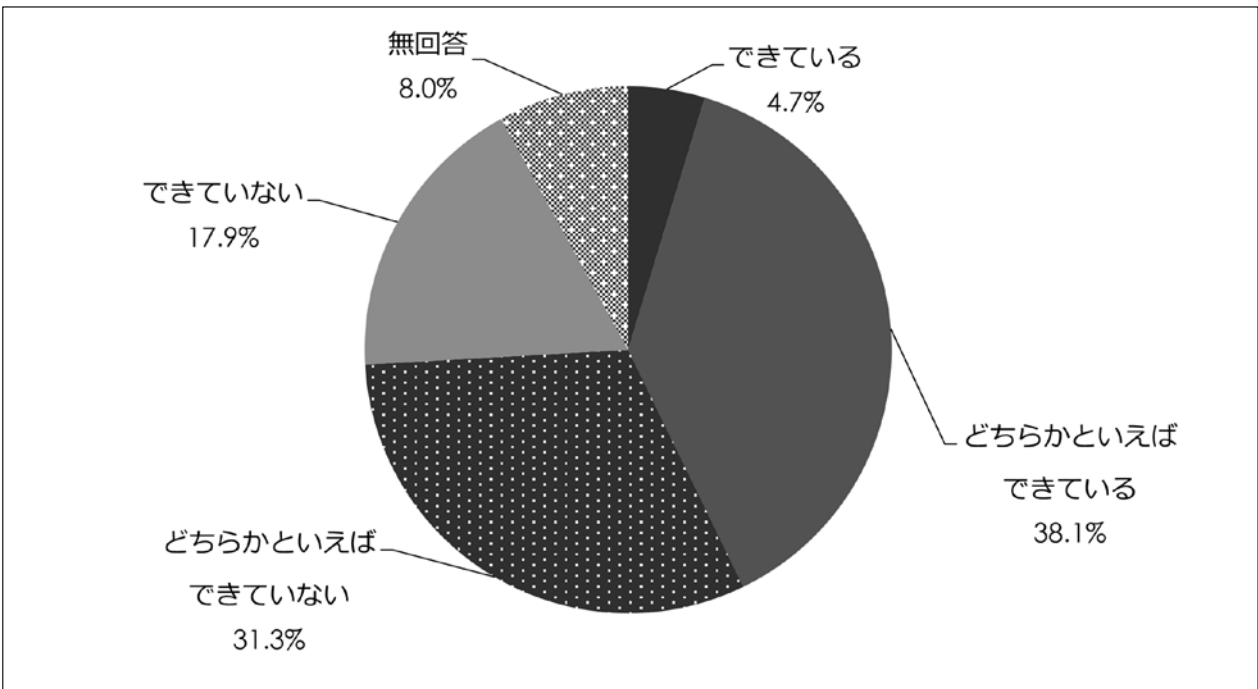
【地域の区・自治会活動の必要性・重要性について】（令和4年度調査）

区・自治会活動について「重要・必要である」「どちらかといえば重要・必要である」と回答した方は59%で、区や自治会活動の重要性を感じている市民が多くいることがわかります。



【地域の福祉活動で住民同士の助け合いができていると感じる人の割合】（令和4年度調査）

地域での助け合いについて、「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人は42.8%で、約半数の方ができていると感じています。一方で、「どちらかといえばできていない」「できていない」と感じている方も49.2%おり、地域の助け合いの更なる充実が求められています。



(3) 関係団体ヒアリングからみる現状と課題

今回、関係団体にヒアリングを行う中で、新型コロナウイルス感染拡大により社会情勢が混乱し、市民が暮らす生活環境が大きく変化する中、それぞれ活動していることの難しさや悩みの声が多く聞かれました。

【関係団体ヒアリング】

関係団体名	現 状	課 題
民生委員 児童委員 協議会	・高齢化進んでいる現状と新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会環境が悪化している中、引き続き地域の中で良き隣人としての活動を進めている。	・専門的な相談が多いため、その相談を上手につなぐスキルが求められている。 ・民生児童委員も一市民の中での活動で、新型コロナウイルス感染症で活動制限や不安があり思うように活動できない。
ゴールドクラブ 連 合 会	・部会活動などの充実で活発化してきた時期に、新型コロナウイルス感染症の拡大となり、活動が著しく制限されてしまった。	・会員同士が集い、連合会事業の中断や地域で交流する機会がなくなったことで単位クラブの活動が衰退した。 ・家にとじこもりがちになって、体の弱まりを感じている会員が多くなった。
身体障害者 福 祉 会	・会員の高齢化から会員数の減少が続いている。 ・コロナ禍で今まで以上に外出する機会が少なくなってしまった。	・新規会員の加入について思うようにいかない。
手をつなぐ 親 の 会	・定例会を通じそれぞれの家族にある悩みや出来事を聞きながら共有し、互いに支え合いながら活動を続けている。	・障がいがある子の家族になると「何かをしてあげなくては」「やるのが当たり前」等自分たちにストレスを与えている。家族みんながケアラーである状況。ストレス発散の場を増やすことが課題。
ボランティア 連 絡 協 議 会	・ボランティアの高齢化と新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動が停滞気味である。	・ボランティア仲間をどのように増やすか。 ・災害時の支援をどのように行っていくか。 ・会員交流の事業をどのように行うか。
日赤奉仕団 山 武 市 分 会	・コロナ禍により一時的に活動ができない状況があったが、その中でも地域活動などできることを続けてきた。	・奉仕団員が減少していること、また後継者を確保すること。 ・関係団体や新たに連携すべき団体などへのつながりを強くすること。

各団体ともにいえることは、永く活動が制限されてきましたが、できる限り今までのつながりと活動を維持し続けてきている状況にあります。各団体それぞれに課題はありますが、大きくは、活動者の高齢化の問題と、コロナ禍で今後の活動と交流の場をどのように工夫し増やしていくことかという課題があがっています。

3 第3次計画の評価

(1) 基本目標1 山武らしさを育てる

ア 目標値と実績

1-1 山武らしさを育てる

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(1) 福祉のこころづくり	学校教育活動に協力した市民数	533人	600人	498人
(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進	市民活動に意欲的な市民の割合	45.5%	48.0%	39.8%

1-3 推進体制の強化

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(2) ボランティア活動等の推進	福祉活動の市民活動団体の加入者数	1,465人	1,500人	1,448人
(2) ボランティア活動等の推進	地域福祉サービスや福祉のボランティアをしたことがある市民の割合	11.3%	12.0%	17.3%

イ 取り組み状況

●達成度（順調事業数／事業数）

	合計	社協の取り組み	市の取り組み
基本目標1 山武らしさを育てる	27 / 35	14 / 19	13 / 16
1-1 山武らしさを育てる	10 / 12	3 / 5	7 / 7
1-2 地域力の向上	7 / 7	4 / 4	3 / 3
1-3 推進体制の強化	10 / 16	7 / 10	3 / 6

ウ 評価

「基本目標1 山武らしさを育てる」では、市民が地域社会の構成員としてお互いを尊重し支えあう地域福祉を充実させるため、地域のニーズに応じた参加しやすい環境づくりや、地域全体で連携し解決すべき課題の周知、すでに行われている活動について情報を発信するなど、新たに地域活動に関心を持つ方を増やす仕組みの構築、新たな担い手の人材育成などを目標に取り組みでまいりました。

目標値に対する実績値は、当初の値や目標値を下回る項目が多くあります。目標を達成できなかった要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民活動が停滞してしまったことが考えられます。

取り組み状況に対する達成度は77.1%で、新型コロナウイルス感染症の影響で、ボランティア活動の推進や啓発活動など、対面での交流を行う項目で「遅れている」の評価が複数みられました。感染症の状況を鑑みながら、どのように活動をしていくかが課題となっています。

(2) 基本目標2 安心安全に暮らせる地域づくり

ア 目標値と実績

2-1 暮らしの基盤と環境の充実

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(1) 健康づくり・介護予防の推進	新規要支援・新規要介護認定者の割合	4.1%	3.0%	3.9%
(3) 地域医療の推進	地域医療体制の充足度	55.1%	57.0%	65.3%
(4) 公共交通網の整備・充実	市内移動の交通手段に困っている市民の割合	39.7%	35.8%	36.5%

2-2 防犯・防災体制の推進

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(1) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実	自主防災組織数	67 組織	72 組織	90 組織
(1) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実	各地区防災訓練実施率	43.3%	70.0%	53.8%

2-3 権利擁護と相談支援体制の充実

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(4) 生活困窮者の自立支援	生活困窮者相談件数	1,270 件	1,520 件	2,501 件

イ 取り組み状況

●達成度（順調事業数／事業数）

	合計	社協の取組み	市の取組み
基本目標2 安心安全に暮らせる地域づくり	73 / 79	32 / 36	41 / 43
2-1 暮らしの基盤と環境の充実	19 / 23	7 / 10	12 / 13
2-2 防犯・防災体制の推進	17 / 18	9 / 9	8 / 9
2-3 権利擁護と相談支援体制の充実	37 / 38	16 / 17	21 / 21

ウ 評価

「基本目標2 安心安全に暮らせる地域づくり」では、保健・福祉の充実、防犯・防災対策や災害時支援体制などの環境整備、また、権利擁護等や生活困窮者支援など様々な課題に取り組み、だれもが安心安全に暮らせる地域づくりを推進してまいりました。

目標値に対する実績値では、目標値までは届かなくとも、値が改善された項目がありました。生活困窮者相談件数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で相談件数が大幅に増加しています。

取り組み状況に対する達成度は92.4%で、「2-1 暮らしの基盤と環境の充実」では、健康づくりや介護予防などに取り組みましたが、多数の人が集まる講演会や啓発活動などは、新型コロナウイルスの影響で中止となった事業があったため、「遅れている」の評価が見られます。「2-3 権利擁護と相談支援体制の充実」では、新たに生活困窮者自立相談支援事業の項目を設け、生活困窮者への支援体制の充実や、生活困窮者の早期把握等に取り組み、ほぼすべての事業で「順調」の評価となっています。

(3) 基本目標3 ともに支えあう仕組みづくり

ア 目標値と実績

3-1 参加の促進と活動拠点の整備

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(1) 市民の活動拠点の充実	活動場所に困っている市民活動団体の割合	23.8%	23.0%	15.1%
(2) 就労支援と社会参加の促進	社会参加している高齢者の割合	35.7%	40.0%	29.2%
(2) 就労支援と社会参加の促進	社会参加促進事業サービス利用割合	58.7%	70.0%	36.8%
(3) 地域コミュニティづくりの推進	市民活動支援施設の利用者数	44,066人	45,000人	29,483人

3-3 福祉サービスの充実

基本事業名	取り組み指標	当初値	目標値	令和3年度値
(1) 福祉サービス・基盤の充実	介護給付サービス利用率	59.2%	60.0%	60.4%
(1) 福祉サービス・基盤の充実	自立支援給付サービスの利用者数	489人	540人	542人

イ 取り組み状況

●達成度（順調事業数／事業数）

	合計	社協の取組み	市の取組み
基本目標3 ともに支えあう仕組みづくり	43 / 48	17 / 18	26 / 30
3-1 参加の促進と活動拠点の整備	18 / 22	5 / 6	13 / 16
3-2 情報の共有と提供体制の充実	6 / 6	3 / 3	3 / 3
3-3 福祉サービスの充実	19 / 20	9 / 9	10 / 11

ウ 評価

「基本目標3 ともに支えあう仕組みづくり」では、住民の主体的な参加による地域コミュニティの活性化を図り、ともに支えあう仕組みづくりの整備を推進してきました。また、支援が必要な人が必要な支援を受けられる体制を整備し、福祉サービスの向上を図りました。

目標値に対する実績値では、長引くコロナ禍の影響で、外出の自粛や市民活動施設の利用者数が減少し、目標値の達成に至らない項目がありました。

取り組み状況に対する達成度は89.6%です。「3-1 参加の促進と活動拠点の整備」では、新型コロナウイルスの影響で一部事業に遅れが出ていますが、コロナ禍でもできるだけ地域のつながりを無くさないように、訪問型の活動を中心に事業を進めるなど、工夫しながら事業を推進しました。

(4) 第3次計画の評価結果と今後の方向性

第3次計画では、第2次山武市総合計画の数値目標を目標値として設定し、目標の達成に向けて取り組んでまいりました。

長引く感染症拡大の影響等で、第3次計画策定時には想定されなかった事項があり、予定していた事業の中止や規模縮小など、目標達成への弊害が一部事業で発生しています。

第3次計画までにおいて、「一人ひとりが地域の力」を基本理念に掲げ、地域に暮らす全ての人々が地域の力であり、地域の力が集まり様々な活動に参加し、支えあいや助け合いの輪を広げることで、地域力のさらなる向上を図り、地域福祉を推進してまいりました。

近年、人々のライフスタイルや地域のあり方の多様化が進み、従来の縦割りの単一の制度やサービスだけでは解決することが困難な問題が顕在化し、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応し、丸ごとの支援が可能となる重層的な体制整備に取り組んでいくことが求められます。

第4次計画では、国・県の指針や近年行われた制度改革などを踏まえ、地域住民・行政・社会福祉協議会・団体等それぞれの役割と協働のあり方を明確化し、具体的な実施に向けて取り組んでいきます。

第2章 計画の方向

1 基本理念

本市では、地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

だれもが生きがいを持って 安心して暮らせるまちづくり

第3次計画では、第1次・第2次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「一人ひとりが地域の力」を引き継ぎ、地域に暮らす全ての人が地域の力であり、一人ひとりが地域の課題を「我が事」として捉え、世代や部門・分野といった縦割りを超えて「丸ごと」支え合うことで、地域共生社会の実現を目指してきました。

第4次計画では、第3次計画までの基本理念「一人ひとりが地域の力」をさらに推進するべく、第3次山武市総合計画の基本施策である「だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり」へと基本理念を変更いたします。市の総合計画と一体的に施策を展開し、市の役割をより明確化するとともに、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の充実したまちづくりを推進していきます。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、市の現状や課題等を踏まえ、第4次計画では次のとおり基本目標を定めます。

また、地域福祉の充実のためには、縦割りの支援だけではなく、様々な事柄や支援が必要な方に対応できるよう、包括的支援の体制づくりが重要です。「ヤングケアラー」問題や「8050」問題など、個別項目を横断する重層的な支援についても推進していきます。

①基本目標1 いくつになっても安心して暮らせるまちづくり

高齢者が健康を保ちながら生活でき、自分の健康状態にあった福祉サービスを受け地域で生活することができる地域社会を目指します。

②基本目標2 その人らしく暮らし続けられる地域づくりの充実

障がいを持つ方がその障がいの特性及び環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できる地域社会を目指します。

③基本目標3 こころとからだの健康づくりの推進

健康への意識を高め、健康な心身で生活を送ることができるよう、保健・医療の充実を図ります。

④基本目標4 子どもたちと家族に対する支援

安心して産む、育む等の子育て環境が整い、行政や地域全体で子どもや子育て世帯を支援できるような体制づくりを推進します。

⑤基本目標5 地域福祉の充実とセーフティネットの推進

地域での相互扶助や公的支援をすすめ、安心して暮らすことができるような地域づくりを推進します。

⑥基本目標6 助け合い意識の醸成と市民がつながる地域づくりの推進

地域住民と行政がともに考え、ともに実践していく市民活動が活発に行われ、地域の課題が解決できるような地域づくりを推進します。

3 施策概要と計画の体系

基本理念 **だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり**

地域福祉計画		地域福祉活動計画	
基本目標1 いくつになっても安心して暮らせるまちづくり			
施 策	1 生きがいづくりと介護予防の推進 2 暮らしを支えるサービスの充実 3 支えあいの仕組みづくりの促進 4 介護保険サービスの推進と適正運営 5 高齢者の人権尊重	活 動 方 針	1 暮らしを支える福祉サービスの充実 2 市民同士の支えあい活動の推進
基本目標2 その人らしく暮らし続けることができる地域づくりの推進			
施 策	1 自立支援サービスの促進 2 地域生活支援の促進 3 発達が気になる子への支援 4 障がいのある人の人権尊重	活 動 方 針	1 障がいのある方とその家族、発達が気になる子への支援
基本目標3 こころとからだの健康づくりの推進			
施 策	1 心身の健康管理の充実 2 健診の受診率向上と生活習慣の改善 3 母子の健康管理 4 子どものむし歯対策の推進 5 感染症等対策の推進 6 医療体制の充実 7 健康保険制度の安定的な運営	活 動 方 針	1 自らが健康を維持できる環境づくりの推進 2 多世代や社会的に孤立しがちな方への取り組み推進
基本目標4 子どもたちと家族に対する支援			
施 策	1 幼保機能の充実 2 学童保育の充実 3 子育て不安の軽減 4 子育て家庭の援助 5 子どもの人権の尊重 6 次世代育成に係る家族形成の支援	活 動 方 針	1 地域全体で子どもや子育て家庭を支援できる取り組み推進
基本目標5 地域福祉の充実とセーフティネットの推進			
施 策	1 地域福祉の担い手育成 2 社会福祉機関・団体の充実 3 生活困窮者自立支援の充実 4 生活保護制度の適正な実施 5 公営住宅の維持管理	活 動 方 針	1 だれもが支え手となれるような取り組み促進 2 生活に不安を抱えている人を地域で支える仕組みづくり推進 3 だれもが気軽に相談できる体制づくりの推進

基本目標6 助け合い意識の醸成と市民がつながる地域づくりの推進

施策	1 区・自治会活動の活性化 2 市民活動の活性化 3 協働のまちづくり推進の仕組みづくり 4 多文化共生社会の推進	活動方針	1 知っている、知られている環境づくりの促進 2 多様な活動主体との連携促進 3 助け合いのこころづくりの拡充
項目をまたぐ横断的な取り組み 包括的な支援体制の整備			
取り組み	1 ひきこもり支援の充実 2 ヤングケアラーの早期発見と支援 3 要配慮者の支援と災害に負けない地域づくりの促進 4 福祉に関する情報発信の推進		

項目をまたぐ横断的な取り組み

包括的な支援体制の整備

各施策を横断する課題は、個別分野での解決は難しく、さまざまな機関が協力して解決に向かう必要があります。各施策を横断する取り組みについて推進し、すべての人のための包括的な支援体制の充実を目指します。

①取り組み1 ひきこもり支援の充実

ひきこもりの早期発見や、発見後の迅速な支援提供を行うことを目指します。また、ひきこもり支援団体や民間の相談窓口などと連携し、必要な支援に繋がっていきます。

②取り組み2 ヤングケアラーの早期発見と支援

ヤングケアラー対応の拠点を設置し、ヤングケアラーについての広報や周知を広く行い、早期発見に繋げ、その子にあった支援を検討・実施していきます。

③取り組み3 要配慮者の支援と災害に負けない地域づくりの促進

支援を要する人へ、災害時の支援に繋げる体制づくりを進めます。また、避難行動要支援者名簿を活用するなど、区・自治会で支援が必要な人を把握し、災害時の支援に繋がります。

④取り組み4 福祉に関する情報発信の推進

市民が必要な情報を手に入れることができるよう、広く情報発信を図ります。

4 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画は、福祉分野、市民協働分野など、地域福祉施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、市の庁内関係部署及び社会福祉協議会と連携した体制の整備を図ります。

(2) 進行管理

本計画の推進にあたっては、「山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進行状況や達成状況を点検・評価し、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を実施し、地域福祉について必要な事項の検討を図っていきます。

